

後期高齢者医療保険加入者の健康診査

後期高齢者医療保険加入者の健康診査は、生活習慣病の早期発見や早期治療につなげることで重症化の予防を目的とした健診です。特定健診に引き続き、体を守りましょう。

健 診 項 目	身体測定・血圧・血中脂質・血糖・尿・貧血・心電図検査・眼底検査（医師が必要と認めた方のみ）
対 象 者	<p>健診受診日において後期高齢者医療保険加入者で、藤崎町に住所を有する方。</p> <p>ただし、次の方はこの健診を受診することはできませんのでご注意ください。</p> <p>（１）病院または診療所に6ヵ月以上継続入院している方。</p> <p>（２）障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設、有料老人ホームなどの施設に入所または入居している方。</p> <p>（３）令和3年度に後期高齢者医療保険に加入する方で、同年度内に特定健診を受診済の方。</p> <p>＜令和3年度に後期高齢者医療保険に加入する方について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度75歳になる方及び65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された方。 ・後期高齢者医療保険に加入する前日までに受診する場合。 ⇒町の国保加入者は町の国保特定健診を受診できますが、国保加入者以外の方は、各保険者にお問い合わせください。 ・後期高齢者医療保険に加入日以降に受診する場合 ⇒この健診を受診できます
実 施 期 間	令和3年5月6日から令和4年2月28日まで（この期間中1回に限り受診できます。）
自 己 負 担 額	無料（健診には約1万円の経費がかかりますが、受診券を使用することにより無料で受診することができます。）
申 込 に つ い て	<p>集団：「集団健(検)診申込書」を提出してください。提出先：役場福祉課健康係・常盤出張所 ※郵送又はFAX可</p> <p>個別：⑩～⑪ページをご覧ください。希望される医療機関へ直接予約してください。※役場への申込みは不要です。</p>
持 参 す る も の	<p>集団：実施前に、お知らせ通知を送付しますので、通知書でご確認ください。</p> <p>個別：(1)保険証 (2)健康診査受診券 (3)問診票 (4)検尿（事前に検尿キットが送られている場合） 注）持参しないと受診できません。</p>
健 康 診 査 受 診 券	健康診査受診券は みどり色 で、4月下旬に郵送します。紛失しないようお願いします。 なお、紛失した場合は再交付しますので住民課国保年金係へおいでください。 ※対象者に送付します。
健 診 後 の 保 健 指 導	特定健診の結果について、保健師や管理栄養士による保健指導を受けることができます。
問 い 合 わ せ 先	健診に関すること：福祉課健康係 88-8197（直通） 受診券に関すること：住民課国保年金係 88-8179（直通）